

入札心得

- (1) 定められた時間までに出席しない場合は、参加する意思がないものとみなす。
- (2) 入札書は本人が提出するものとし、代理人が提出するときには委任状を添えなければならない。
- (3) 入札書は、その提出した入札書の書き換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (4) 入札に指名された者は、入札について不正な協議をしてはならない。
- (5) 入札者のうち、予定価格以内における最低価格入札者を落札者と定める。ただし、最低価格者が二者以上の場合はいくじによって落札者を定める。
- (6) 入札に際しては、入札事項、入札金額、入札年月日の記入もれ、入札者又は代理人の押印漏れ等がないよう、十分確認のうえ入札すること。
- (7) (1)から(6)に掲げるもののほか、入札に関する法令等を遵守するとともに、執行者の指示に従わなければならない。